

令和5年度 山辺町障がい者就労施設等からの物品等調達方針

1. 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号以下「法」という。）」第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この方針の適用範囲は町のすべての組織とする。

3. 対象となる障がい者就労施設等

この方針の対象となる障がい者就労施設等は、法第2条第2項から第4項に規定する次の障がい者就労施設等とする。ただし、町内の障がい者就労施設等を優先とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所（A型、B型）
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うもの）
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 小規模作業所
- (7) 障害者雇用促進法における特例子会社又は重度障がい者多数雇用事業所
- (8) 在宅就業障がい者
- (9) 在宅就業支援団体

4. 調達対象物品等

障がい者就労施設等が提供可能な物品等の全てを調達推進の対象とする。

5. 推進方法

障がい者就労施設等が提供可能な物品及び役務等に関する情報を組織全体で共有し、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努めるものとする。

6. 調達の目標

調達の目標額は前年度の調達実績を上回る額とする。ただし、最低でも100,000円を上回る額となるよう努めるものとする。

7. 公表等

調達方針については、策定後速やかに、調達実績については年度終了後に公表する。

8. 調達方針に関する担当窓口

調達方針の策定及び見直し、調達実績のとりまとめ及び周知に関する担当窓口は保健福祉課福祉係が行う。